

坂本城跡整備事業の経過及び 今後の予定について

令和7年9月25日
市民部文化財保護課

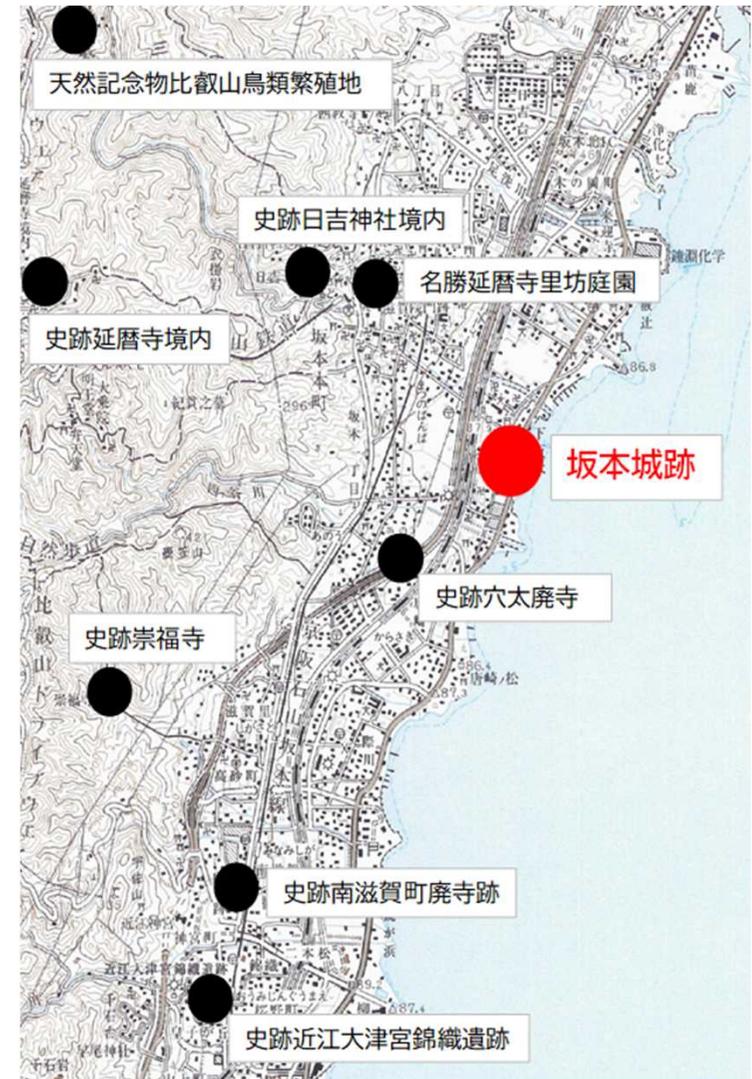
1. 坂本城跡が国史跡指定へ
2. 坂本城とは
3. 坂本城跡整備事業
4. これまでの取り組み
5. 今年度の取り組み
6. 今後の予定

1. 坂本城跡が国史跡指定へ

令和7年6月20日(金)、国の文化審議会において、坂本城跡の国史跡指定について文部科学大臣に答申が出された。

→ 令和7年9月18日(木)付け官報告示により、坂本城跡は 国指定史跡 となった。

市内16件目 の国指定史跡で、
城郭の指定は初



2. 坂本城とは

■坂本城の歴史

1571年(元亀2年)、比叡山焼き討ち後、織田信長が**明智光秀**に命じて築城
(坂本城 築城1571年 安土城 築城1576年)



2. 坂本城とは

当時の文献から読み取れる坂本城は・・・

- ・天守を有していた
- ・豪壮華麗(穴太衆の石垣等)
- ・城郭が琵琶湖とつながっている

坂本城の存続期間は約15年と短く、最近の調査まで地上の痕跡がはっきり見つかっておらず、絵図も確認されていなかったため、「幻の城」と呼ばれる

1582年(天正10年)、本能寺の変ののち、坂本城は焼失する。

その後、羽柴秀吉が丹羽長秀に命じて坂本城は再建される。

当時の文献史料では、秀吉は「坂本城主になると天下を狙っているようにみられる」ことを心配し、わざと坂本城主にならなかった旨の手紙を書いている。

1586年(天正14年)ごろ、坂本城主だった浅野長政が秀吉の命を受け、大津城を築城し、居城を移したことにより廃城となる。

→ このとき坂本城の石垣等の資材が 大津城築城に使用された ため、遺構がほとんど残っていない とされている。

2. 坂本城とは

■坂本城跡の価値について①

織豊系城郭の立地や構造、築城技術等を知ることができる重要な城郭

日本の城郭は、信長の時代以前と以後で大きく変革することが分かっている。

(信長以前) 山に築かれた土の城郭多数

(信長以後) 平地に築かれた石の城郭の発生



坂本城跡は後者の特徴を持つ
初期の城郭であり、城郭変遷の実態を
知る上で重要



坂本城跡三ノ丸石垣

2. 坂本城とは

■坂本城跡の価値について②

琵琶湖を通じた京への流通拠点に築城された

政治的・軍事的・経済的に重要な城郭



琵琶湖から見た比叡山と坂本城跡周辺



三ノ丸で見つかった舟入と思われる遺構

3. 坂本城跡整備事業

■事業の目的

令和5年度の発掘調査で坂本城の外郭を示す遺構が発見されたことを契機として、貴重な歴史文化遺産である坂本城跡の適切な保全と活用を図るため、国史跡指定を含む歴史まちづくりを推進する。

■坂本城跡を生かした歴史まちづくりプロジェクト

- ・**大津市総合計画** 第3期実行計画 重点プロジェクト に位置付け
- ・坂本城跡への関心を、その他の文化財への関心にも広げ、これまで以上に活用することで、地域が誇れる歴史まちづくりにつなげていく。

4. これまでの取り組み

■昭和54年度調査

(昭和54年11月～昭和55年3月)

宅地造成工事に伴う発掘調査にて、坂本城本丸の
屋敷跡が確認
遺構は、建物の地下において保存されている



昭和54年度調査で確認した屋敷跡

その後、出土瓦の研究が行われ、坂本城の瓦には **赤褐色系** と **黒褐色系** の2色が存在し、
視覚的に華やかな屋根をしていた可能性が浮上



昭和54年度調査で出土した2色の瓦



井戸跡から出土した龍頭瓦

4. これまでの取り組み

■ 令和5年度調査(令和5年10月～令和6年3月)

宅地造成工事に伴う発掘調査にて、坂本城の
三ノ丸と思われる堀を確認
(長さ30m以上の石垣を持つ堀が発見)



令和5年度調査地空撮

■ 追加調査の実施(令和6年5月)

国史跡指定へ向けて実施した追加調査では、
堀の対岸となる石垣を発見、堀幅が9mある
ことが判明



追加調査で発見された、対となる石垣

4. これまでの取り組み

■現地説明会の実施(令和6年2月)

令和6年2月10日(土)と11日(日)
に現地説明会を実施

2日間で全国から
2,000人以上の方が参加

※遠い所では、北は宮城県、西は
長崎県からの参加もあった



令和6年2月に開催した石垣の現地説明会の様子

4. これまでの取り組み

■ 覚書の締結(令和6年3月)

遺構の重要性、世間の関心の高さから、
開発事業者であった株式会社三王不動産流通と
国史跡指定を目指す覚書を締結



国史跡指定へ向けた覚書の締結

■ 日本城郭協会の「審査員特別表彰」を受賞 (令和6年6月)

公益財団法人日本城郭協会が城郭文化の振興に
貢献した団体等を顕彰する「第3回日本城郭協会
大賞」において、坂本城の遺構保存に尽力したと
して、大津市及び株式会社三王不動産流通が、
『審査員特別表彰』を受賞



「審査員特別表彰」の受賞

4. これまでの取り組み

■意見具申(令和7年2月)

坂本城の遺構が、地下に保存されている
昭和54年度調査地、令和5年度調査地 を
国史跡にふさわしいエリアとして意見具申を
行う

■国史跡指定となる場所

三ノ丸地点 約3,000㎡

→令和5年度に発掘調査を実施した場所

本丸地点 約8,800㎡

→昭和54年度に発掘調査を実施した場所



坂本城跡の新たな縄張りとは国史跡指定範囲

4. これまでの取り組み

■国史跡指定の答申(令和7年6月)

令和7年6月20日(金)に開催された国の文化審議会において、坂本城跡の国史跡指定について文部科学大臣に答申が出された。

■国史跡指定(令和7年9月)

令和7年9月18日(木)付け官報告示により、坂本城跡は 国指定史跡 となった。



坂本城跡三ノ丸石垣

4. これまでの取り組み

■京都橘大学との共同調査成果報告について (令和7年4月)

京都橘大学と「大津市内中世遺跡詳細分布調査に関する覚書」を令和5年8月に締結。

「水中遺跡」及び「城郭」を中心とした中世遺跡に係る詳細分布調査の協働実施。

坂本城跡の本丸石垣と思われる「湖中石垣」周辺の水中考古学の調査成果を報告。

湖中石垣の周辺に、これまで未確認の石群、礫群を確認。その周辺から城跡の時代を示す遺物を採集。湖中石垣周辺にも遺跡の広がりが想定された。

◆琵琶湖内については、滋賀県の管理区域となるため、滋賀県に対して、湖中の調査について要望を実施。



共同調査中の様子



湖中で見つかった石群

5. 今年度の取り組み

■坂本城跡国史跡指定答申記念パネル展(令和7年度)

坂本城跡の適切な保存と活用についての検討を進めるとともに、**価値や魅力の発信**を行っていく。

第1弾として、大津市歴史博物館にて記念パネル展を開催した。

場 所:大津市歴史博物館 2階ロビー

期 間:令和7年6月21日(土)~8月31日(日)

観覧料:無料

内 容:国史跡指定となった坂本城跡の発掘調査時の写真や遺物を展示



記念パネル展の様子

5. 今年度の取り組み

■坂本城跡PRリーフレットの作成・配布(令和7年度)

坂本城跡の最新の調査成果をふまえた情報をイラストや写真を用いて紹介するとともに、坂本城跡周辺を散策する際のマップとしても利用可能なリーフレットを製作委託する。

業務名:坂本城跡PRリーフレット製作業務(令和7年6月契約)

契約金額:237,600円(税込)

印刷部数:8,000部

納品期限:令和7年11月中旬

5. 今年度の取り組み

■ 出土遺物保存処理及び展示(令和7年度)

坂本城跡出土遺物の恒久的な保存や展示等の将来的な活用のため、理化学的な処理及び分析を専門業者に委託する。

業務名: 坂本城跡出土遺物保存処理業務(令和7年9月契約)

契約金額: 7,194,000円(税込)

委託資料: 82点

委託期間: 令和8年2月末

◆ 展示は、保存処理後、木製品が安定したことを確認して実施予定



坂本城跡で出土した木簡や櫂状木製品

5. 今年度の取り組み

■三ノ丸跡の公有化事業(令和7年度)

国史跡指定の答申をふまえた三ノ丸跡の
公有化事業(土地取得経費)

事業費:152,102,000円

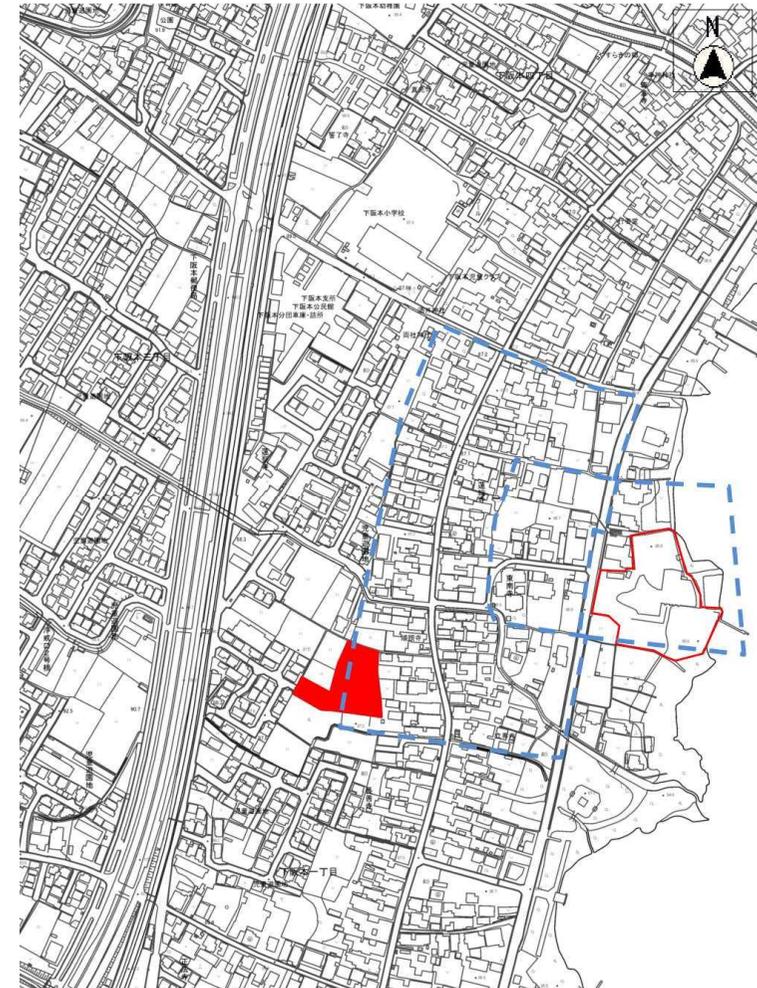
予算科目:公有財産購入費
(財源内訳)

○国:121,680,000円

○その他:3,122,000円
(文化観光振興基金を活用)

○市債:27,300,000円

◆8月議会にて、補正予算を上程中



位置図(公有化予定地)

6. 今後の予定

■今後の予定について(令和8年度以降)

■普及啓発のためのイベント等

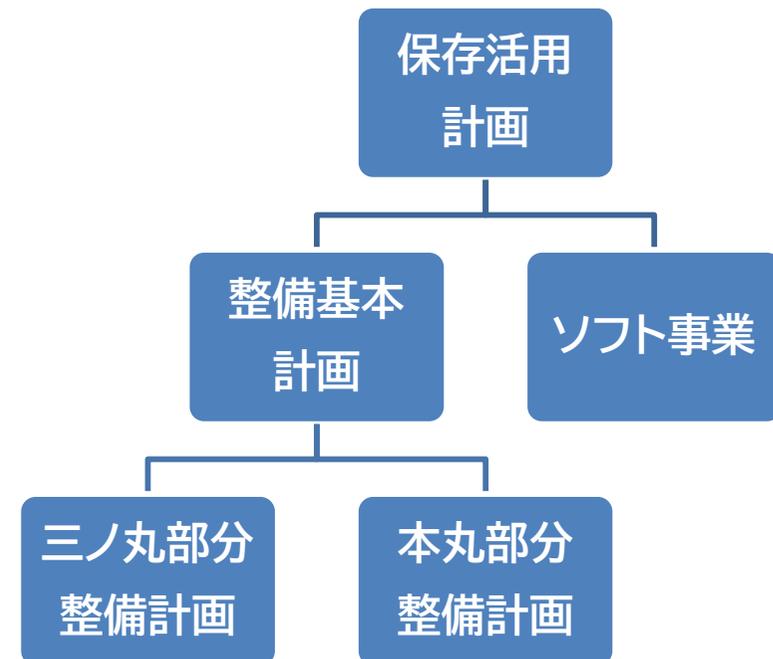
坂本城跡の国史跡指定を広く世間にPRするため、シンポジウム等のイベントを実施。

■保存活用計画の策定等

「保存活用計画」

坂本城跡全体(史跡指定範囲だけではなく推定される城跡全体)を今後どのような方針をもって保存・活用していくのかを検討するもの。

この全体計画に基づき、史跡指定地点である本丸地点や三ノ丸地点の個々の整備計画を策定し、整備を進めていく。



6. 今後の予定

- ・ 保存活用計画の内容、史跡整備に係る文化庁の指導を受けながら、必要な土地の確認調査(発掘調査)や公有化を実施。
- ・ 坂本城自体の普及啓発をはじめ、近江の城郭ネットワークなどを活用した他市町と連携する近江の戦国期のアピールなど、広く周知をおこなっていく。

■整備のイメージ

確認した石垣遺構など実物を見学できる公園等。

(あくまで保存が第一目的であり、その中でどのような活用ができるか検討していく。)

■今後のスケジュール(案)

| 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|---------------------------------|------------------|------------------|----------------------|
| リーフレット作成 出土遺物保存処理等 +(公有化) | 保存活用計画策定(2か年) | | 整備基本計画策定 イベント等の開催 |
| | イベント等の開催 追加調査 | イベント等の開催 追加指定 | |

整備基本計画策定後、整備工事、現地の公開と順次進めていく。